

| 令和4年東郷町教育委員会7月定例会 | |
|-------------------------|--|
| 日時 | 令和4年7月25日(月) 午後1時30分 開会 午後2時27分 閉会 |
| 場所 | 東郷町役場 2階第4会議室 |
| 出席委員 | 教 育 長 中根 一郎 教育長職務代理者 小出 直美 委 員 石田 守良 委 員 加藤 逸男 |
| 欠席委員 | 委 員 奥谷 美香 |
| 説明のため に出席した 職員の氏名 | 教 育 部 長 樋口 美紀 参 事 田中 秀和 学校教育課長 成田 敏弘 生涯学習課長 村中 章太 給食センター所長 中嶋 章人 |
| 会議録作成職員 | 学校教育課長 成田 敏弘 |
| 会議録署名委員 | 中根教育長 石田委員 |
| 教育長の報告 | (1) 校長への指導事項等について |
| 報告事項 | (1) 7月校長会について(学校教育課) (2) 後援名義の使用許可について(学校教育課) (3) 要保護・準要保護児童生徒数について(学校教育課) |
| 議題 | 議案第35号 令和5年度使用小中学校教科用図書の採択について (学校教育課) 議案第36号 後援名義の使用許可について(学校教育課) 議案第37号 後援名義の使用許可について(学校教育課) 議案第38号 令和4年度及び令和5年度給食用物資納入業者の承認について (給食センター) 議案第39号 東郷町立小中学校における食物アレルギー対応検討委員の委嘱 について(学校教育課) 議案第40号 東郷町民会館指定管理者評価委員会委員の委嘱について (生涯学習課) 議案第41号 東郷町総合体育館指定管理者評価委員会委員の委嘱について (生涯学習課) |
| 傍聴者 | なし |

| | |
|-----|--|
| 部長 | <p>定刻となりましたので、ただいまから東郷町教育委員会 7 月定例会を開会します。</p> <p>会議の進行につきましては、教育長からお願いします。</p> |
| 教育長 | <p>それでは会議を進めてまいります。</p> <p>会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。</p> <p>日程第 1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。</p> <p>次に日程第 2、会議録署名委員を指名します。わたくし教育長と石田委員を指名したいと思いますのですが、いかがでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>全員異議なし</p> |
| 教育長 | <p>異議なしとのことですので、7 月定例会の会議録署名委員は、わたくし教育長と石田委員とさせていただきます。</p> <p>次に日程第 3、教育長の報告です。</p> |
| 教育長 | <p>7 月 11 日の校長会では、冒頭で、新型コロナウイルス新規感染者が増えてきている中、子どもたちが安全に学校生活を送れているお礼と引き続き感染防止対策をお願いしました。</p> <p>1 の不祥事防止関係では、(1)から(3)の不祥事を紹介し、不祥事の根絶と、管内では先生の交通事故が起きているそうなので、出勤、帰宅時の車の運転には十分気を付けるよう教職員への指導をお願いしました。</p> <p>2 の児童生徒関係の事故、事件については、小学校の体育の授業でキャッチボール、ランニングでの不整脈での事故や一度に 10 人以上熱中症で緊急搬送の事例もあり、体育の授業では事故に気を付けるよう指導をお願いしました。</p> <p>3 の新型コロナウイルス感染症関係では、7 月 6 日には知事が第 7 波に入ったと宣言し、新規感染者は 3000 人を超えているので、基本的な感染対策の徹底と体育の授業、運動部活動中、登下校時には熱中症対策を優先しマスクを外すよう指導するよう依頼しました。</p> <p>4 の防災関係では、6 月 19、20、26 日に石川県、熊本県で地震がありました。校内で地震による落下物などないよう確認をしておくよう指導しました。</p> <p>5 のその他では、7 月 5 日（火）姉妹校提携交流事業を進めているオーストラリアのポイントクック校のポール先生が来日し、春木台小学校と春木中学校の視察を報告しました。</p> <p>また、学校訪問、学校経営説明会のお礼を伝え、運動部活動の上位大会での健闘を伝えました。</p> <p>以上で校長会の報告を終わります。</p> |
| 教育長 | <p>続きまして、7 月 7 日（木）尾張旭市役所で行われました 愛日地方教育事務協議会についてです。小出委員と出席しました。</p> <p>会長あいさつの後、協議事項、報告連絡依頼事項につきましては資料のとおりです。</p> <p>4 の尾張教育事務所からの連絡依頼事項では、(1)の教育事務所長からは、熱中症への対応、水難事故防止、不祥事防止、(3)指導第二課長からは、教員採用</p> |

| | |
|-----|---|
| | 試験の志願者数の報告、教員の不祥事根絶についてのお願がありました。 以下資料のとおりです。 |
| 教育長 | 教育長からの報告は以上です。 質問がありましたらお願いします。 |
| 委員 | 質問・意見なし |
| 教育長 | 質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。 次に、日程第4、報告事項に入ります。 事務局から説明をお願いします。 |
| 参事 | <p>(1) 7月校長会について</p> <p>各学校、感染症対策と、熱中症対策をとりながら、租税教室やスマホ安全教室など、外部講師を招いての研修講座を行いました。</p> <p>また、7月5日(火)には、東郷町と交流をしているオーストラリアの姉妹校(ポイント クック カレッジ)から、担当のポール先生が、春木台小と春木中を訪れました。午前中の春木台小では、4年生、6年生、特別支援学級の授業で、ポール先生に自己紹介をしてもらい、児童がたくさん質問をして、その質問にポール先生に英語で答えてもらいました。その後、ポール先生は、春木台小学校で給食を食べてから、春木中学校へ移動して、中学校の全ての学級の授業を参観しました。ポール先生に、日本の学校のことをよく知ってもらえる一日となりました。</p> <p>7月20日(水)小中学校にて、1学期の終業式を行い、1学期が無事に終わりました。新型コロナ感染拡大防止の観点から、7月19日(火)から7月24日(日)まで、学校を臨時休業にした中学校が1校ありましたが、そのことに対して特に大きな問題があったという報告は聞いておりません。</p> <p>どの学校も、今年度の1学期は、昨年度に比べて、水泳指導や、調理実習、授業公開など、通常の教育活動に近い形の活動を実施することができました。</p> <p>中学校では、運動部の愛知地区支所大会が7月17日(日)に終わりました。入場制限や感染症対策をしながらの大会ではありましたが、3中学校ともに、生徒たちは、本当によく頑張りました。</p> <p>なお、支所大会同様の感染症対策を取りながら、愛日大会は7月21日(木)から、県大会は7月24日(日)から、それぞれ行われています。</p> <p>教職員の6月の在校時間については、80時間超が17名でした。これは、昨年度の6月に比べて、5名減ったこととなります。また、100時間超は1名でした。昨年度の6月が0名でしたので1名、増えたこととなります。</p> <p>今後も、各学校にて、教員の働き方改革を進めていきます。</p> <p>スクールソーシャルワーカーは、学校または保護者からの要請に応じて、積極的にスクールソーシャルワーカーとしての活動を進めています。今年度も夏休み前後の7月21日(木)、8月30日(火)、31日(水)の3日間、電話相談を行います。すでに、7月21日(木)に1件、児童からの電話相談を受け、適切な対応をしました。今後とも児童生徒や保護者、学校のために、</p> |

| | |
|--------|---|
| | スクールソーシャルワーカー活動を続けていきます。 |
| 学校教育課長 | <p>(2) 後援名義の使用許可について</p> <p>それでは、「第4 報告事項(7)後援名義の使用許可について」説明します。資料は1ページになります。</p> <p>令和4年6月27日から7月20日までに、後援名義使用の申請があり、専決処理しました事案については、資料のとおり1件です。</p> <p>今回の案件については、過去に許可したものと同様の内容でした。</p> <p>以上で説明とさせていただきます。</p> |
| 学校教育課長 | <p>(3) 要保護・準要保護児童生徒数について</p> <p>資料は2ページになります。</p> <p>令和4年6月18日から令和4年7月22日までに申請があり、認定した件数は190件です。</p> <p>内訳として、継続認定の177件に、新規認定の13件となっております。</p> <p>190件のうち、要保護は1件、準要保護は189件でした。</p> <p>新規認定の内訳は、昨年度からの継続が7件でひとり親家庭による収入が少ない家庭は4件、世帯の収入が少ない家庭が3件、新規申請が6件でひとり親家庭による収入が少ない家庭は2件、世帯の収入が少ない家庭が4件でした。</p> <p>説明は以上になります。</p> |
| 教育長 | ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。 |
| 委員 | 教員の多忙化は緩和されていますか。調査をするという話があったと思うのですが。 |
| 参事 | 組合などでも調査していますが、ひと昔前と比べれば良くなっていますが、解消されているとはまだ言えません。 |
| 委員 | 教員多忙化解消は、忘れてはいけない課題なので、定期的に比較することが大切だと思います。また、こうした議論が、教員間で起きて欲しいと思います。 |
| 参事 | 議論は各学校内の他、校長会でもしています。根本の仕事内容が変わらなければ、解消されないと思いますが、今後の部活動の地域移行の話が進めば、進展すると思います。 |
| 委員 | 今後も、校長会等で議論を進めてください。 |
| 教育長 | <p>ほかに質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。</p> <p>次に日程第5、議題に入ります。</p> <p>議案第35号 令和5年度使用小中学校教科用図書の採択について、事務局の説明をお願いします。</p> |
| 参事 | <p>それでは、説明させていただきます。3ページをご覧ください。</p> <p>議案第35号 令和5年度使用小中学校教科用図書の採択について、別紙のとおり採択するものとします。</p> <p>この案を提出するのは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項の規定に基づき、令和5年度使用小中学校教科用図書の採択を</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>するため必要があるからです。</p> <p>それでは、その内容について説明させていただきます。</p> <p>はじめに、教科用図書の採択に係る全体概要を説明します。</p> <p>5 ページ、「愛知県令和5年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準」をご覧ください。</p> <p>これは、愛知県教育委員会が示す教科用図書の採択基準ですが、基本的な方針として、1に示されたとおり「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて、実施をすることとなっています。</p> <p>また、4・5・6に示されたように、採択地区協議会を設けて、慎重かつ公正に、綿密な調査研究に基づき、種目ごとに一種選定することとなっています。</p> <p>次に、「採択にあたって準拠すべき事項」として、1、2に示されたように、令和5年度使用小・中学校教科用図書について、市町村教育委員会は、種目ごとに令和4年度使用教科書と同一のものを採択することとなっております。</p> <p>これは、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の第14条において、「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする」、また、同施行令の第15条において「種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする」とあるためです。</p> <p>3以下については、特別支援学校、県立、私立学校に関することですので省略します。</p> <p>以上のことを踏まえ、7ページ「教科用図書の採択案一覧」をご覧ください。上段が小学校、下段が中学校となります。</p> <p>ご覧のように、小学校、中学校ともに全種目選定替えはなく、引き続き同じものを採択することになります。</p> <p>ぜひ、お認めいただけますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p> |
| 教育長 | 説明が終わりましたので、議案第35号について、審議をお願いします。 |
| 委員 | 質問・意見なし |
| 教育長 | 質問もないようですので、議案第35号について、採決に入ります。 議案第35号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。 |
| 委員 | 全員挙手 |
| 教育長 | 全員賛成ですので、議案第35号については原案のとおり可決します。 次に、議案第36号 後援名義の使用許可について、事務局の説明を求めます。 |
| 学校教育課長 | <p>後援名義について、下記のとおり申請があり、事業内容が教育の振興に寄与すると認められるため、使用を許可するものとする。</p> <p>1 主催者 愛知県小中学校音楽教育研究会尾張教育研究会 音楽部会</p> <p>2 事業名</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>令和4年度愛知県小中学校音楽教育研究大会(愛日大会)</p> <p>3 実施日 令和4年10月14日(金)</p> <p>4 会場 尾張旭市文化会館大ホール</p> <p>この案を提出するのは、後援名義の使用申請を審査するため、必要があるからであります。</p> <p>資料9ページをお願いします。</p> <p>今回の事業の趣旨は、研究発表講演を行うことにより小中学校音楽教育の向上に寄与するとしております。</p> <p>参加対象者及び人数は愛知県内小中学校教職員300名です。</p> <p>入場料は無料です。</p> <p>尾張旭市教育委員会から後援を許可されており、愛知県教育委員会、愛知県小中学校長会、豊明市教育委員会、日進市教育委員会、長久手市教育委員会等に後援申請中でございます。</p> <p>過去の実績では3年に1度開催している事業で今年度初めて後援申請されたものとなります。</p> <p>説明は以上となります。</p> |
| 教育長 | 説明が終わりましたので、議案第36号について審議をお願いします。 |
| 委員 | 後援をすると、どうなるのですか。 |
| 学校教育課長 | 3年に1回行われている事業で、資料10ページの後援を必要とする理由にあるとおり、各小中学校に広く周知し、多くの教職員に参加していただくためです。 |
| 委員 | 今回が初めて申請することになった経緯は何ですか。 |
| 学校教育課長 | 把握していません。 |
| 委員 | 3年に1回県内の各地域ローテーションで実施していたものが、今回は愛日地区が代表になったからではないでしょうか。 |
| 教育長 | ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第36号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。 |
| 委員 | 全員挙手 |
| 教育長 | 全員賛成ですので、議案第36号については原案のとおり可決します。 次に、議案第37号 後援名義の使用許可について、事務局の説明を求めます。 |
| 学校教育課長 | <p>後援名義について、下記のとおり申請があり、事業内容が教育の振興に寄与すると認められるため、使用を許可するものとする。</p> <p>1 主催者 特定非営利活動法人スポーツ&トレーニング・プロモーション協会</p> <p>2 事業名 愛知池ハーフマラソン&ファミリーラン大会</p> <p>3 実施日 令和4年12月18日(日)</p> |

| | |
|----------|--|
| | <p>4 会場</p> <p>愛知池ウォーキングコースほか</p> <p>この案を提出するのは、後援名義の使用申請を審査するため、必要があるからであります。</p> <p>資料21ページをお願いします。</p> <p>今回の事業の趣旨は、マラソン大会を愛知池で開催することにより、多くの人に愛知池が作られた目的について（飲料水、工業、農業用水）知ってもらう。</p> <p>また、緑の多い愛知池のウォーキングコースを家庭や仲間と一緒に走り、楽しみながら町民の健康増進を図ることしております。</p> <p>入場料は有料です。</p> <p>ハーフ4,500円、ジョギング3,500円、キッズラン2,000円/一人</p> <p>愛知県から後援を許可されており、独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所に後援申請中でございます。</p> <p>本事業は、実行委員会時に平成27年度から平成31年度に開催をしております教育委員会として後援しております。</p> <p>なお、東郷町の後援については、基本的に初回は後援せず。初回の実績を確認した後に2回目の申請があれば判断をすることとしているとのことで、本事業は過去に実行委員会として実績はあるものの、NPO法人として開催するのが初回ということで後援の許可については見合わせると聞いております。</p> <p>説明は以上となります。</p> |
| 教育長 | 説明が終わりましたので、議案第37号について審議をお願いします。 |
| 委員 | 主催のNPO法人スポーツ&トレーニング・プロモーション協会とは、どのようなところですか。 |
| 学校教育課長 | これまでマラソン大会は、実行委員会形式で開催していましたが、NPO法人に替わったものです。 |
| 委員 | マラソン大会は、町内ではこれだけですか。 |
| 学校教育課長 | そのとおりです。 |
| 教育長 | ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 |
| | 議案第37号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。 |
| 委員 | 全員挙手 |
| 教育長 | 全員賛成ですので、議案第37号については原案のとおり可決します。 |
| | 次に、議案第38号 令和4年度及び令和5年度給食用物資納入業者の承認について、事務局の説明を求めます。 |
| 給食センター所長 | <p>議案第38号 令和4年度及び令和5年度給食用物資納入業者の承認について、ご説明いたします。</p> <p>58ページから62ページをご覧ください。</p> <p>令和4年度及び令和5年度給食用物資納入業者を下記のとおり東郷町給食センター運営委員会で登録業者として選定したことについて、承認するものです。</p> <p>登録業者は59ページから62ページの40業社で、登録期間は令和4年7月25日から令和6年8月31日までです。</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>この案を提出するのは、東郷町給食センター設置条例施行規則第5条の規定に基づき、教育委員会の承認を得るため必要があるからです。</p> <p>以上で議案第38号の説明を終わります。</p> |
| 教育長 | 説明が終わりましたので、議案第38号について、審議をお願いします。 |
| 委員 | 地産地消は取り組まなくなったのですか。 |
| 給食センター所長 | 資料の中に言葉としては出てきませんが、特に野菜については、できる限り東郷町産のものを納入するようにしています。 |
| 委員 | 毎年、どれだけの食材が地産地消されたのか計算していますか。 |
| 給食センター所長 | 手元に資料はありませんが、毎年計算しています。 |
| 委員 | 率は毎年上がっていますか。 |
| 給食センター所長 | はい。年々上がっています。 |
| 委員 | 地産地消率を上げようとしている品目はありますか、 |
| 給食センター所長 | 例えば肉など、地産では対応できませんので、野菜類になります。 |
| 教育長 | ほかに質問もないようですので、議案第38号について、採決に入ります。議案第38号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。 |
| 委員 | 全員挙手 |
| 教育長 | <p>全員賛成ですので、議案第38号については原案のとおり可決します。</p> <p>次に、議案第39号 東郷町立小中学校における食物アレルギー対応検討委員の委嘱について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 学校教育課長 | <p>それでは、議案第39号について説明させていただきます。資料63ページをお願いします。</p> <p>議案第39号 東郷町立小中学校における食物アレルギー対応検討委員の委嘱について</p> <p>東郷町立小中学校における食物アレルギー対応検討委員を下記のとおり委嘱するものとする。</p> <p>委嘱する者は、藤田医科大学ばんだね病院小児科教授の近藤 康人氏を始めとして表のとおり15名で、発令日付は、令和4年7月25日、任期は、令和4年7月25日から令和5年3月31日までです。</p> <p>説明として、この案を提出するのは、東郷町立小中学校における食物アレルギー対応検討委員会設置要綱第3条の規定に基づき、教育委員会が委嘱するため必要があるからです。</p> <p>東郷町立小中学校における食物アレルギー対応検討委員会は、東郷町立小中学校（における食物アレルギー対応について、必要な事項を検討及び調査するために設置する機関で、今年度の委員を委嘱するものです。</p> <p>この委員会では、食物アレルギーを持つ児童生徒の把握に関すること、食物アレルギー対応の基本指針の策定及び見直しに関すること、食物アレルギー対応に関する基本方針の策定及び見直しに関することを所掌しております。</p> <p>今回の委員の委嘱は、役職の人事異動などに伴い人の交代となります。</p> <p>新たに委嘱する委員は、浅田氏、寺尾氏、杉浦氏、川上氏、柴山氏、加藤美香氏及び中西氏の7名です。</p> |

| | |
|--------|--|
| | 以上で説明を終わります。 |
| 教育長 | 説明が終わりましたので、議案第39号について、審議をお願いします。 |
| 委員 | 質問・意見なし |
| 教育長 | 質問もないようですので、議案第39号について、採決に入ります。 議案第39号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。 |
| 委員 | 全員挙手 |
| 教育長 | 全員賛成ですので、議案第39号については原案のとおり可決します。 次に、議案第40号 東郷町民会館指定管理者評価委員会委員の委嘱について、事務局の説明を求めます。 |
| 生涯学習課長 | 東郷町民会館 指定管理者 評価委員会 委員の委嘱につきまして、ご説明させていただきます。 65ページをご覧ください。 東郷町民会館 指定管理者 評価委員会 設置要綱の第3条に 評価委員会は7人で組織し、内部委員は参事、企画部長、総務部長、福祉部長、こども健康部長の5人とし、外部委員は2人とし、専門的知識を有する者の中から 教育委員会が委嘱すると規定されております。 今回、指定管理者を募集するにあたり、町民会館は、子ども達や 子育て世代を応援する施策の一翼を担う施設であることから、まちの宝である次代を担う子ども達が、生きる力を育むことができるような提案を求めています。 このようなことから、外部委員につきましては、子ども達や 子育て世代の目線から意見がいただけるように、名古屋 柳城女子大学 学長室長 制野 司さん、利用者代表として、近藤実七子さんを委員として委嘱したいと考えております。 発令日付は令和4年7月25日、任期は令和4年7月25日から令和5年3月31日まででございます。 説明 この案を提出するのは、東郷町民会館 指定管理者 評価委員会 設置要綱第3条の規定に基づき、東郷町教育委員会が委嘱するため必要があるからでございます。 |
| 教育長 | 説明が終わりましたので、議案第40号について、審議をお願いします。 |
| 委員 | 質問・意見なし |
| 教育長 | 質問もないようですので、議案第40号について、採決に入ります。 議案第40号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。 |
| 委員 | 全員挙手 |
| 教育長 | 全員賛成ですので、議案第40号については原案のとおり可決します。 次に、議案第41号 東郷町総合体育館指定管理者評価委員会委員の委嘱について、事務局の説明を求めます。 |
| 生涯学習課長 | 東郷町総合体育館 指定管理者 評価委員会 委員の委嘱につきまして、ご説明させていただきます。 66ページをご覧ください。 |

| | |
|-----|---|
| | <p>先ほど説明しました町民会館と同じ内容で、外部委員2名を教育委員会が委嘱すると規定されていますので、この議案を提出いたしました。</p> <p>外部委員につきましては、子ども達や子育て世代の目線から意見がいただけるように、スポーツ指導者代表の 尾上登母さん、幼児教育関係者として、福井愛弓さんを委員として委嘱したいと考えております。</p> <p>発令日付は令和4年7月25日、任期は令和4年7月25日から令和5年3月31日まででございます。</p> <p>説明 この案を提出するのは、東郷町総合体育館 指定管理者評価委員会 設置要綱第3条の規定に基づき、東郷町教育委員会が委嘱するため必要があるからでございます。</p> |
| 教育長 | 説明が終わりましたので、議案第41号について、審議をお願いします。 |
| 委員 | 質問・意見なし |
| 教育長 | 質問もないようですので、議案第41号について、採決に入ります。 議案第41号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。 |
| 委員 | 全員挙手 |
| 教育長 | 全員賛成ですので、議案第41号については、原案のとおり可決します。 7月定例会の日程は、これですべて終了しました。 これもちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。 |